請　　　書（修繕）

納入期限　　　令和　　年　　月　　日

納入場所

請負金額　　　￥　　　　　　　　－

（うち消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　　－）

消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第１項、第29条及び地方税法第72条の82、

第72条の83の規定に基づき契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　　名 | 規　　格 | 単位 | 数 量 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

上記について裏面契約条項承諾の上御請け致します。

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名

さくら市

さくら市長　　　　　　　　様

　表記の修繕について発注者「さくら市 さくら市長　　　　　　　　　　　」と、受注者「　　　　　　　　　　　　　　　　　」は、次の条項を特約する。

１　受注者は、修繕を完了したときは、納品書を添え、発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者立会いのうえ検査をしなければならない。

３　前項の検査に合格しないものがあるときは、受注者は、遅滞なくこれを取替え、又は補修して再検査を受けなければならない。

４　受注者は、その責めに帰することのできない理由により期限までに修繕を完了することができないときは、発注者に対し履行期限の延長を求めることができる。

５　受注者が正当な理由なく期限内に修繕を完了しない場合において、期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、期限を延長することができる。

６　前項の場合において、発注者は、受注者から契約金額に対して、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額を延滞金として徴収する。

７　発注者は、受注者の債務不履行その他不誠実の行為があったときは、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者は、受注者から契約金額の10分の１を違約金として徴収する。

８　受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるときは、契約を解除することができる。この場合受注者は、発注者に対して損害の賠償を求めることができる。

９　発注者は、修繕が完了し検査合格した後適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

10　受注者は、発注者の代金支払いが前項の期日より遅延したときは、期限の翌日より政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率をもって遅延利息を請求することができる。

11　この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（令和２年４月１日改正）